**生計困難者等に対する相談支援事業実施要綱**

（趣　旨）

第１条　深刻な生活課題の解決に向け、既存の制度の対象とならない事案に対応していく機能が求められている。このため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と社会福祉法人は、制度外対応を可能とする仕組みを創設し、併せて総合相談・支援体制を発展させ、それらによる自立支援を行うため本事業を実施する。

なお、本事業は、社会福祉法人の責務として求められる「地域における公益的な取組」として実施する。

（目　的）

第２条　鳥取県内の社会福祉法人が協働実施する「生計困難者等に対する相談支援事業」（以下「えんくるり事業」という。）について基本的な事項を定め、事業を円滑に実施することを目的とする。

（実施主体）

第３条　えんくるり事業は、県社協を基幹とし、えんくるり事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人（市町村社会福祉協議会を含む）（以下「参加法人」という。）との協働の事業として実施するものとする。

（事業への参加等）

第４条　えんくるり事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、県社協会長が別に定める参加申込書を提出するものとする。

２　県社協及び参加法人は、えんくるり事業の実施にあたり、相互に協働して事業に取り組むとともに、連携に努めるものとする。

３　参加法人は、県社協会長が別に定める脱退届を提出することにより、原則として任意にえんくるり事業から脱退することができる。

４　参加法人は、やむをえない事情により本事業の継続が困難になった場合、県社協会長が別に定める休止届を提出することにより、事業の実施及び分担金の支払を一時的に休止することができる。休止中の参加法人が事業の実施を再開する場合は、県社協会長が別に定める再開届を提出することとする。

(運営委員会の設置)

第５条　円滑な事業実施に資するため、生計困難者等に対する相談支援事業運営委員会（以下「えんくるり運営委員会」という。）を設置する。

２　えんくるり運営委員会は、次の事項について予算の範囲内で決定する。

　（１）事業要領の改廃に関すること

　（２）総合相談・支援機能強化事業に関すること

　（３）社会資源開発事業に関すること

　（４）緊急一時避難場所確保事業に関すること

　（５）ひきこもり状態にある方等の就労体験事業に関すること

　（６）その他、目的達成に必要な事項

３　えんくるり運営委員会は、委員１４名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、県社協会長が委嘱する。

　（１）参加法人の役職員

　（２）学識経験者

　（３）行政関係者

４　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　えんくるり運営委員会に正副委員長を各１名置く。

正副委員長の選任は、委員の互選とする。

委員長は、えんくるり運営委員会を代表し、会務を統括する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　えんくるり運営委員会は、会長または委員長が招集し、委員長がその議長となる。

会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　えんくるり運営委員会の庶務は、県社協が行う。

（実施事業）

第６条　県社協及び参加法人は地域のネットワークを構築し、次の事業を実施する。

（１）総合相談・支援機能強化事業

* 1. 地域住民の見守り活動等と連携した福祉課題及び生活課題の把握
  2. 相談員の配置及び福祉分野を問わない総合的な生活相談の実施
  3. 個別（個人・家庭）支援会議（サポート会議）の実施
  4. 適切な制度・支援へのつなぎ
  5. 上記④がない場合に限り、制度外の支援（経済的支援等）の実施
  6. 取扱い事例の検証及び総合相談・支援機能の点検及び強化策の検討

（２）社会資源開発事業

①市町村域等における参加法人・施設の連絡会の開催（事業関係者による協議の場）

②地域の社会資源の活用や地域に求められる新しい活動・サービスの開発の検討

③上記②で企画された事業の実施

（３）緊急一時避難場所確保事業

様々な理由により住居を失った者及び各種の一時保護制度の対象とならない者等について、生活を立て直すための場所の確保ができるよう、社会福祉法人が経営する施設の空き室を一時的な避難先として利用する仕組みを構築する。

（４）ひきこもり状態にある方等の就労体験事業

ひきこもりの状態にある方の個々の特性に応じ、安心して参加できる居場所等の提供、社会参加に向けた職場体験等の活動支援を通じ、時間をかけて寄り添う支援の仕組みを構築する。

（５）情報発信

（６）政策提言

　（７）その他えんくるり事業の推進のために必要な事業

２　県社協は、えんくるり事業に関連して次に掲げることを実施する。

1. えんくるり基金の出納
2. 参加法人の相談員の育成支援（コミュニティソーシャルワーク研修の提供等）
3. 市町村域のバックアップ（参加法人・施設の連絡会の運営支援等）
4. いきいきシニアバンク「生涯現役」の活用支援
5. えんくるり事業の事務局運営
6. その他えんくるり事業に関連する必要な支援事業

３　第１項各号に掲げる事業等の実施に必要な運営要領は別に定める。

（基金の設置）

第７条 えんくるり事業を実施するため、県社協にえんくるり基金（以下「基金」という。）を設置する。

２ 基金の財源は、県社協及び参加法人からの分担金、県民からの寄附金等をもって充てる。

３ えんくるり事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。

４ 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

(分担金)

第８条 県社協及び参加法人の分担金については、別紙のとおりとする。

２　分担金額は、えんくるり運営委員会の意見を聴き、県社協会長が定める。

(個人情報の保護)

第９条 えんくるり事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるととともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、県社協及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

（損害の負担）

第１０条 本事業の実施について生じた損害は、損害を生じさせた参加法人の負担とする。ただし、その損害の発生が県社協及び参加法人の協働の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

２ 参加法人は、本事業の実施に当たり、利用者や第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が県社協及び参加法人の協働の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(雑則)

第１１条 この要綱に定めるもののほか、えんくるり事業の運営に必要な事項は、えんくるり運営委員会の意見を聴き県社協会長が別に定める。

附 則

１ この要綱は、平成２８年１１月２１日から施行する。

２ この要綱は、平成２９年８月２９日から施行する。

３ この要綱は、令和元年７月１９日から施行する。

４ この要綱は、令和５年３月９日から施行する

